

第 32 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
樋合漁港漁港利用調整施設	上天草市松島町合津7500番地	フィッシャリーナ天草株式会社 代表取締役 堀江隆臣	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第20条第1項の規定に基づき、樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。